

---

プロジェクト **マイナス金利下での退職給付会計における割引率に関する検討**  
項目 **退職給付債務の測定における考え方の整理**

---

### 本資料の目的

1. 本資料は、第 361 回・第 363 回・第 366 回企業会計基準委員会及び第 88 回から第 90 回退職給付専門委員会（以下「専門委員会」という。）におけるこれまでの審議を踏まえ、退職給付債務の測定における考え方を再度整理している。

なお、以下では、企業会計基準第 26 号「退職給付に関する会計基準」については「退職給付会計基準」、企業会計基準適用指針第 25 号「退職給付に関する会計基準の適用指針」については「退職給付適用指針」と記載している。

### 退職給付債務の測定における考え方

#### （退職給付債務の測定値の属性）

2. 退職給付会計基準第 16 項では、「退職給付債務は、退職により見込まれる退職給付の総額（以下「退職給付見込額」という。）のうち、期末までに発生していると認められる額を割り引いて計算する」としている。この会計処理は、「企業会計において退職給付の性格が労働の対価として支払われる賃金の後払いであるという考え方に立ち、基本的に勤務期間を通じた労働の提供に伴って発生すると捉えていた。このような捉え方に立てば、退職給付は、その発生が当期以前の事象に起因する将来の特定の費用的支出であり、（中略）したがって、退職給付は、当期の負担に属する額を当期の費用として計上するとともに負債の部に計上することとなる」（退職給付会計基準第 53 項）という基本的な考え方に基づいている。
3. 当該退職給付見込額の見積りにおいては、合理的に見込まれる退職給付の変動要因（退職率、死亡率、予想昇給率等）を考慮して見積ることとされており（退職給付会計基準第 18 項及び退職給付適用指針第 26 項から第 28 項）、企業固有の事情を反映した合理的な仮定や予測（以下「企業固有の見積り」という。）に基づいて見積られる。

その中で、退職給付債務の計算に用いる割引率は、「期末における安全性の高い債券の利回り」を用いるとされている（退職給付会計基準第 20 項及び退職給付適用指針第 95 項）ことや、各事業年度において見直される（退職給付適用指針第 30 項）ことから、割引率については、企業固有の見積りではなく、市場で観察される利回りが反映されることになる。

**(退職給付債務の測定に関する2つの考え方)**

4. 割引率の基礎とする安全性の高い債券の支払見込期間における利回りが期末においてマイナスとなる場合に、第3項後段に記載した退職給付債務の割引計算において期末時点の市場の評価を反映させる側面又は第3項前段に記載した企業固有の見積りによる退職給付見込額を費用配分し、負債に反映させる側面のいずれを重視すべきかにより、退職給付債務を計算する上で、次の2つの考え方を採り得ると考えられる。

(1) 退職給付債務の計算における割引率は、市場の評価に委ねるべきであり、その結果計算される退職給付債務の額には上限を設けるべきではないとの考え方

(2) 退職給付債務の額は、「退職給付見込額のうち、期末までに発生していると認められる額」を上限とすべきとの考え方

5. 第4項(1)の考え方は、退職給付見込額を計算するにあたっては企業固有の見積りの要素が含まれるものの、割引率の決定には企業固有の見積りの要素は含まれず、市場の評価に委ねるべきであるとする考えである。この考え方は、退職給付債務の割引計算における割引率が市場で観察される安全性の高い債券の利回りを基礎として決定され、かつ、毎期見直される点を重視する考えである。

当該考えに基づくと、市場で観察される債券の利回りがプラスかマイナスかにかかわらず、当該市場で観察される債券の利回りをそのまま用いることとなり、その結果、退職給付債務の額は、「退職給付見込額のうち、期末までに発生していると認められる額」を超える（割増計算が行われる）こともあり得ることになる。

6. 一方、第4項(2)の考え方は、退職給付債務は、企業が第三者にその債務を移転することなく自ら履行する（従業員等へ退職一時金を支払う又は企業年金を支払う）ことを前提として計算され、従業員等への将来の退職給付として支払うべき額（退職給付見込額）を勤務期間にわたり各期に計上するものである点を重視する考え方である。

当該考えに基づくと、退職給付債務は、退職給付見込額のうち、当期までに労働の提供に伴って発生している額について従業員等への退職給付に対して備えるものであるため、これを割増計算することによって、退職給付見込額のうち期末までに発生していると認められる額を超えて備える必要はないこととなる。また、期間損益計算上、勤務費用は退職給付見込額を超えて費用配分が行われることも適切ではないと考えることとなる。

7. ここで、次の(1)及び(2)のとおり、現行の退職給付会計基準では、退職給付債務の測定の目的が必ずしも明らかではなく、マイナス金利の状況下における取扱いにつ

いて明確な結論を得ることは困難であると考えられる。

- (1) 退職給付債務は、労働の提供に伴い発生する費用のうち当期までの負担に属する額を負債として計上するものであり、また、当該退職給付債務は、企業により自ら履行されるものであることを踏まえると、その測定においては企業固有の見積りが反映される一方、退職給付債務の割引計算における割引率は、市場で観察される利回りを基礎としており、企業固有の見積りの要素と市場で観察される要素が混在している。
- (2) 退職給付債務の割引計算における割引率は、退職給付適用指針第 95 項では「金銭的時間価値のみを反映させるべき」としているが、その理由は必ずしも明らかではない。また、金銭的時間価値のみを反映させるために信用リスクフリーレートを用いるのであれば、一般に信用リスクが最も低いと想定される国債の利回りを用いることが考えられるが、実際には国債、政府機関債及び優良社債の利回りを用いることとされており、その理由も必ずしも明らかではない。

### 事務局の提案

8. これまでの審議において実務対応報告第 34 号における論点を再整理した上で引き続き検討したが、第 7 項に記載したとおり、現行の退職給付会計基準において退職給付債務の測定の目的が必ずしも明らかではなく、実務対応報告第 34 号第 2 項における「利回りの下限としてゼロを利用する方法」又は「マイナスの利回りをそのまま利用する方法」のいずれかの方法が適切かを判断するには、抜本的な退職給付会計基準の見直しが必要になると考えられる。現時点では、日本銀行により 10 年物国債金利をゼロ%程度で推移する政策が採られているため、いずれの方法を採用しても退職給付債務の計算に重要な影響を及ぼさないと考えられることを踏まえると、今後、マイナス金利を巡る環境に大きな変化が生じ、現状の金利水準が大幅に低下する等の大きな変化が生じる状況にない間については、実務対応報告第 34 号第 2 項に定める取扱いを継続しても支障がないものと考えられ、当面の間、適用することとしてはどうか。

### ディスカッション・ポイント

上記の事務局の整理及び提案について、ご意見をお伺いしたい。

以 上